

二級水系 鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

令和6年1月31日(水)16:00～
富山県魚津総合庁舎4階会議室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要等
4. 流域治水プロジェクト更新(案)について
5. 意見交換等
6. 閉会

配布資料

- 資料ー1 最近の流域治水の話題
- 資料ー2 流域治水プロジェクト協議会規約
- 資料ー3 鴨川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料ー4 片貝川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料ー5 黒瀬川水系流域治水プロジェクト更新(案)

鴨川・片貝川及び黒瀬川「流域治水プロジェクト」協議会

出席者名簿

(1月31日(水))

| 機 関 名 | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|---------------|------------|-----|-----|
| 魚津市 | 建設課 | | |
| 黒部市 | 道路河川課 | | |
| 富山県 | 新川農林振興センター | | |
| 〃 | 新川土木センター | | |
| 〃 | 〃 | | |
| 〃 | 〃 | | |
| 〃 | 〃 | | |
| 〃 | 入善土木事務所 | | |
| 〃 | 農村整備課 | | |
| 〃 | 森林政策課 | | |
| 〃 | 砂防課 | | |
| 〃 | 港湾課 | | |
| 〃 | 都市計画課 | | |
| 〃 | 建築住宅課 | | |
| 〃 | 河川課(事務局) | | |
| 〃 | 〃 | | |
| 〃 | 〃 | | |
| (国研)森林整備センター | 富山水源林整備事務所 | | |
| 中部森林管理局 | 富山森林管理署 | | |
| 富山地方气象台 | | | |
| NPO 法人富山県防災士会 | | | |
| 魚津市自治振興会連合会 | | | |

河川行政に関する最近の話題

令和5年11月

国土交通省

水管理・国土保全局

3. 令和5年度の出水状況と国土強靱化の効果

気候変動による水災害の激甚化・頻発化(令和5年に発生した主な災害)

■ 本年も全国各地で自然災害による甚大な被害が発生。

台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨(6/1~6/3)



6月29日から的大雨



7月15日から的大雨



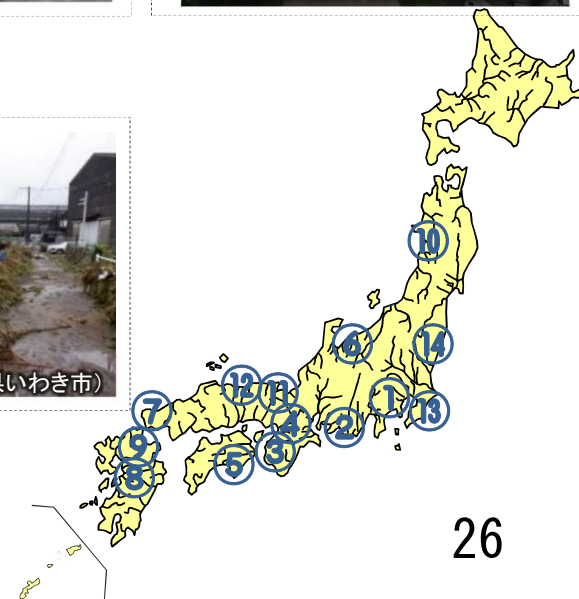
台風第7号による大雨(8/15~8/16)



台風第13号による大雨(9/7~9/9)



※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生



令和5年 全国の土砂災害発生状況（9月まで）

土砂災害発生件数

1,333件

土石流等： 103件

地すべり： 40件

がけ崩れ： 1,190件

【被害状況】

人的被害： 死者 8名
負傷者 15名

家屋被害： 全壊 23戸
半壊 17戸
一部損壊 210戸

7/10 土石流等 福岡県久留米市田主丸町竹野

死者：1名
負傷者：5名



7/8 がけ崩れ 島根県雲南市木次町

一部損壊：1戸



8/15 土石流等 京都府舞鶴市桑飼上小原



9/8 がけ崩れ 千葉県市原市月出

負傷者：1名



6/2 土石流等 和歌山県有田郡有田川町二澤

半壊：2戸



7/10 土石流等 佐賀県唐津市浜玉町平原

死者：3名
全壊：2戸

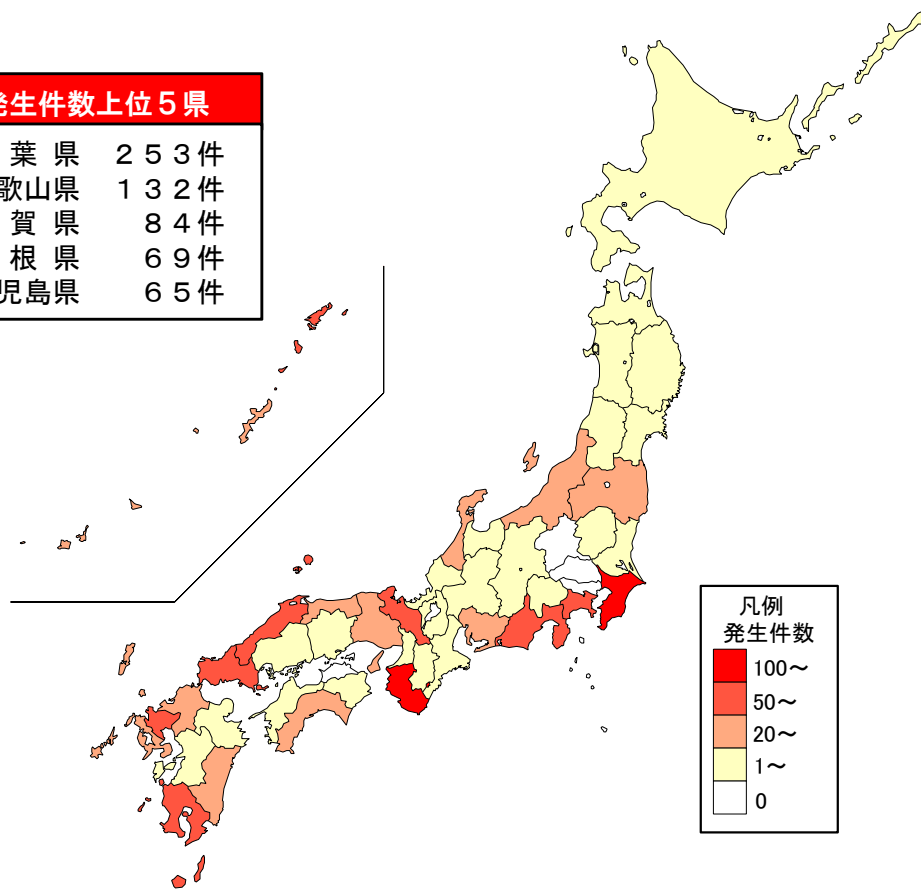


6/21 土石流等 鹿児島県大島郡瀬戸内町久慈



発生件数上位5県

| | |
|------|------|
| 千葉県 | 253件 |
| 和歌山県 | 132件 |
| 佐賀県 | 84件 |
| 島根県 | 69件 |
| 鹿児島県 | 65件 |



凡例
発生件数

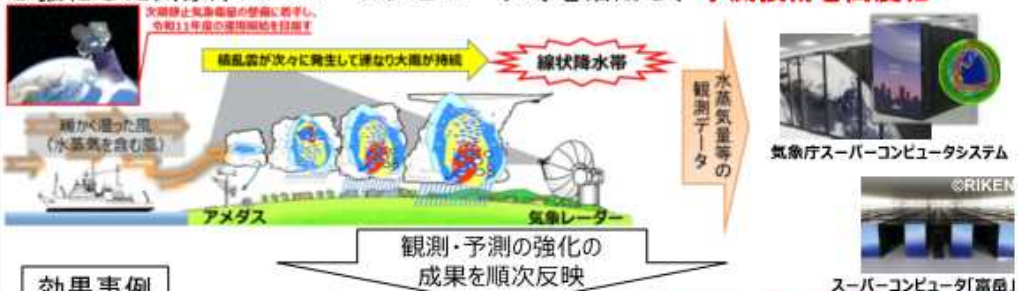
| |
|------|
| 100～ |
| 50～ |
| 20～ |
| 1～ |
| 0 |

令和5年の自然災害のトピックスと今後の課題

○ 5か年加速化対策などの国土強靱化の取組により、全国各地で被害を抑制する効果が確実に積みあがっている一方で、未対策箇所での**早期実施や新たな課題への対応が一層重要**となっている。

線状降水帯の予測精度向上に向けた取組(観測・予測の強化、情報の改善)

- 次期静止気象衛星やアメダス、気象レーダー等による水蒸気等の**観測を強化**
- 強化した気象庁スーパーコンピュータ等を活用し、**予測技術を高度化**



効果事例

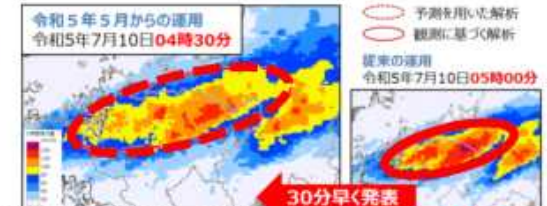
○ 線状降水帯の半日程度前からの予測について、**令和5年の実績(※)は運用開始前の想定を上回っている**

線状降水帯の半日前予測

※令和5年9月29日時点

| | 運用開始前の想定 (令和元年～3年のデータから検証) | 令和5年 |
|-----|-------------------------------|-------------------|
| 適中 | 4回に1回程度 | 22回中9回 高い方がよい |
| 見逃し | 3回に2回程度 | 23回中14回 低い方がよい |

線状降水帯発生をお知らせする情報を30分前倒し



○ **段階的に防災気象情報を高度化**するため、観測・予測の強化による**更なる予測精度向上が必要**

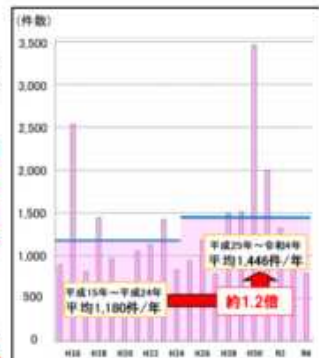
土砂災害対策(砂防施設の整備)

○ 3か年緊急対策、5か年加速化対策等を活用し、全国で砂防施設の整備を集中的に実施。

効果事例

令和5年は既に、全国で1,333件の土砂災害が発生(9月30日現在)したが、**3か年緊急対策や5か年加速化対策等により整備が行われた箇所では重大な被害は確認されていない。**

気候変動による降雨量の増大に備え、必要に応じた**事前防災対策の強化が必要**。



砂防施設の整備により被害を防止した例(福岡県 筑後川水系赤谷川流域)

浸水被害防止対策(河道掘削、事前放流等)

○ 3か年緊急対策、5か年加速化対策等により全国で河道掘削等を集中的に実施。

3か年緊急対策、5か年加速化対策等による河道掘削量(平成30年～令和4年度末)

| 本年大雨が降った主な地域 | 各地方での対策量 | (参考)全国 |
|--------------|---|--|
| 東北地方 | 約1,214万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約240万台 | 約8,960万m ³ ダンプトラック約1,800万台 |
| 中部地方 | 約756万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約150万台 | |
| 近畿地方 | 約1,096万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約220万台 | |
| 四国地方 | 約578万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約120万台 | |
| 九州地方 | 約1,156万m ³ の河道掘削を実施 ダンプトラック約230万台 | |

やまがわ 大和川(奈良県)の河道掘削等



※3か年緊急対策及び5か年加速化対策に加え、再度災害防止対策として実施した事業分等を含む

○ 全国のダムで事前放流を実施

| 対象の雨 | 実施ダム数 |
|-----------------------|--------|
| 令和5年6月台風第2号等による大雨 | 全国55ダム |
| 令和5年8月台風第6号及び第7号による大雨 | 全国86ダム |



事前放流の様子(沖縄県 大保ダム)

効果事例

河道掘削、事前放流等の効果により、浸水被害を防止、または大きく軽減。

令和5年6月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

| | | | | | | |
|------------|------------|------|---|----------|-----|---------|
| ① 庄内川水系土岐川 | 【H23.9洪水】 | 622戸 | → | 【R5.6大雨】 | 2戸 | (約99%減) |
| ② 大和川水系大和川 | 【H29.10洪水】 | 258戸 | → | 【R5.6大雨】 | 43戸 | (約83%減) |
| ③ 紀の川水系和田川 | 【H24.6洪水】 | 116戸 | → | 【R5.6大雨】 | 0戸 | (100%減) |

令和5年6月下旬から7月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

| | | | | | | |
|------------|-----------|------|---|----------|-----|---------|
| ① 筑後川水系花月川 | 【H24.7洪水】 | 720戸 | → | 【R5.7大雨】 | 11戸 | (約99%減) |
| ② 山国川水系山国川 | 【H24.7洪水】 | 194戸 | → | 【R5.7大雨】 | 30戸 | (約85%減) |
| ③ 筑後川水系赤谷川 | 【H29.7洪水】 | 258戸 | → | 【R5.7大雨】 | 0戸 | (100%減) |

令和5年7月中旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

| | | | | | | |
|------------|-----------|------|---|----------|----|---------|
| ① 雄物川水系雄物川 | 【H29.7洪水】 | 705戸 | → | 【R5.7大雨】 | 0戸 | (100%減) |
|------------|-----------|------|---|----------|----|---------|

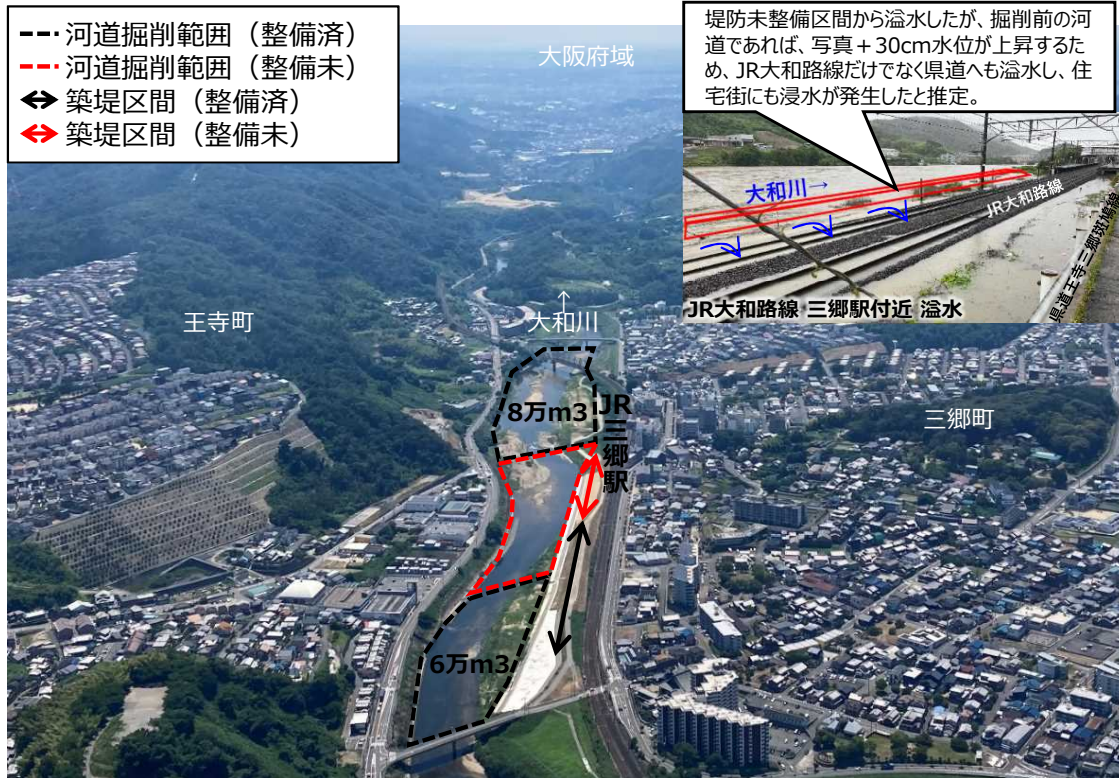
- ・ 令和5年度は既に全国で300を超える多くの河川において、氾濫危険水位を超過。253河川において越水等による浸水被害が発生。
- ・ また、市街地の排水機能が発揮されないことによる内水被害についても全国各地で発生。
- ・ 気候変動による降雨量の増大に備え、今後必要に応じた**事前防災対策の強化が必要**。



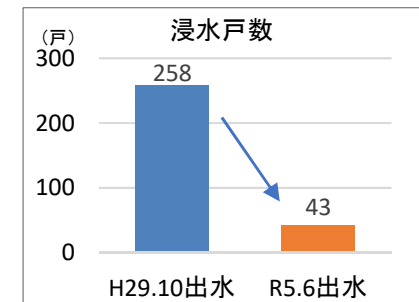
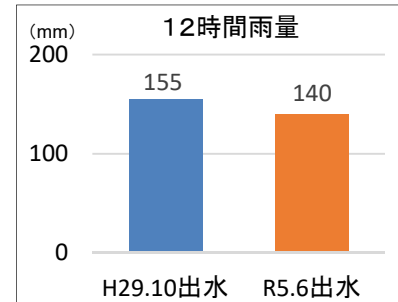
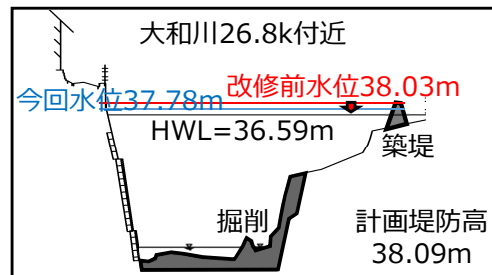
令和5年7月の大雨被害(福岡県久留米市)

防災・減災、国土強靱化に資する治水対策の効果事例(奈良県 大和川水系大和川)

- 大和川水系では、河道掘削・遊水池等の河川整備に加え、貯留施設整備やため池の治水活用等の流出抑制対策など、流域治水の取組を実施。
- 令和5年6月梅雨前線による大雨では、平成30年以降、**3か年緊急対策や5か年加速化対策を活用して**実施した河道掘削(14万m³)により、大和川中流の藤井地点周辺(河口から27.0km地点)において、**約0.3mの水位低下効果が発現。**
- 今回の出水では、H29出水と同規模の雨量を記録したが、これまでの治水対策により浸水戸数が大幅に軽減した。
- なお、掘削と併せて整備中の堤防について、一部未整備区間があったため、浸水被害が発生し、JR大和路線(奈良～天王寺)が2日にわたり運休となったが、継続して掘削及び堤防が整備されることで、JRの浸水被害を解消し、鉄道運休を回避できるため、経済効果が非常に大きい。



大和川流域の貯留施設の状況

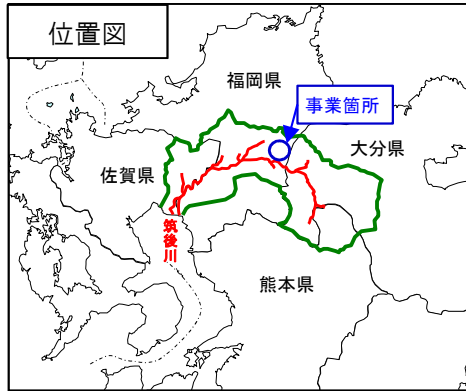


※本資料の数値は、速報値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

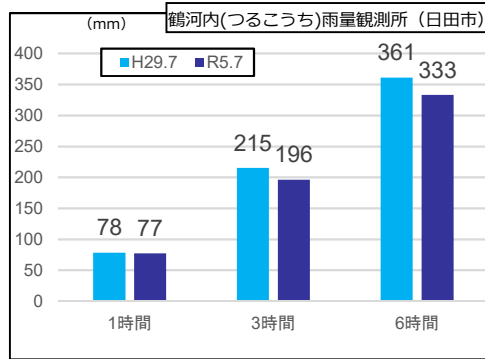
※粕原地点上流の流域平均雨量

防災・減災、国土強靱化に資する治水対策の効果事例(福岡県 筑後川水系赤谷川)

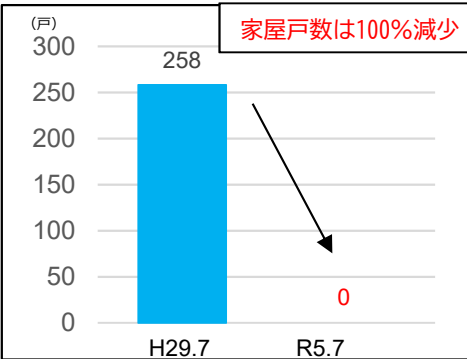
- 平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害が生じた福岡県赤谷川流域では、国により砂防堰堤および河川護岸等を整備。
- 令和5年7月10日の出水では、平成29年7月と同様に朝倉市周辺で集中豪雨となり、赤谷川流域全体で大量の土砂・流木が発生したが、整備した砂防堰堤等により土石流・流木を捕捉し、下流の土砂・洪水氾濫被害を防止するとともに、赤谷川本川への土砂流出を軽減し、権限代行により整備した河道で安全に流下させることで、家屋浸水被害を防いだ。



■H29被災との雨量比較



■ H29被災との家屋被害

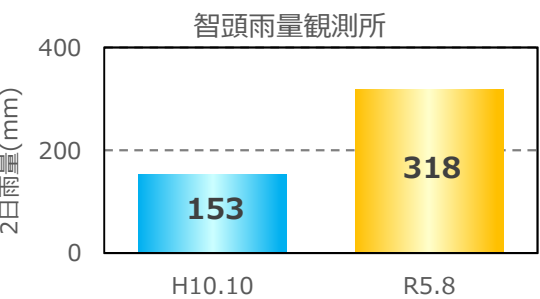


▼ : 国で整備した砂防堰堤 (30箇所)
(うち赤着色19箇所)で効果を発現。約10万m³の土石流を捕捉)

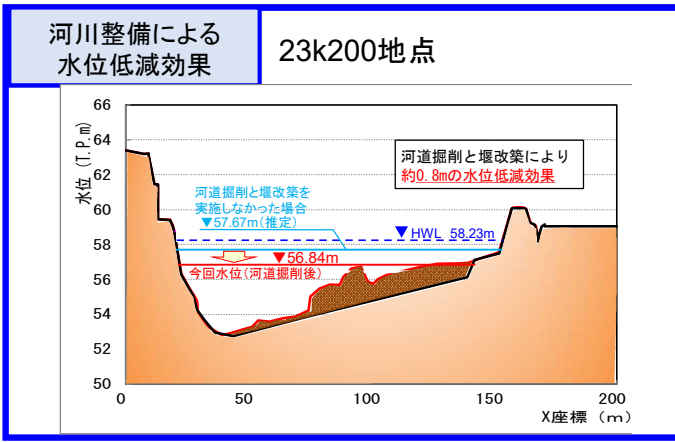
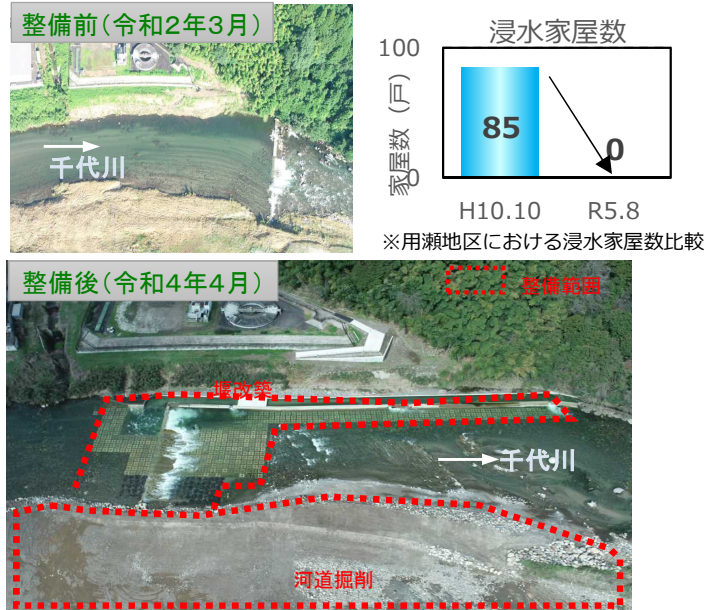


防災・減災、国土強靱化に資する治水対策の効果事例(鳥取県 千代川水系千代川)

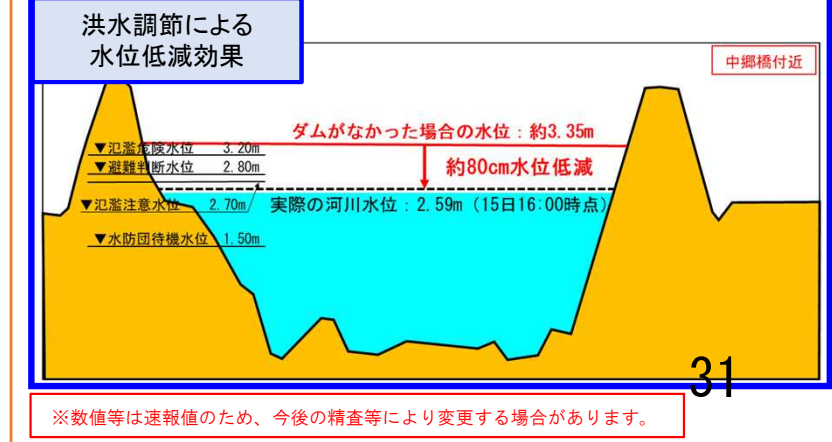
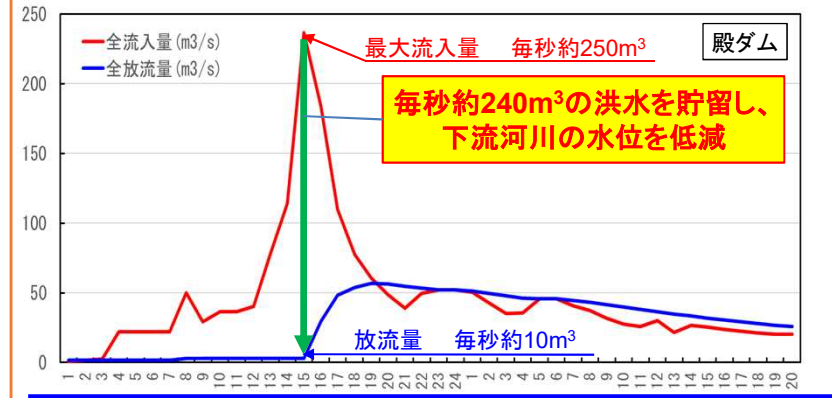
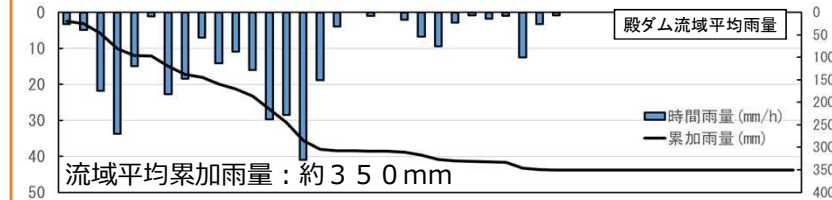
- 千代川流域では、令和5年8月14日未明から15日未明にかけて大雨となり、智頭(ちず)雨量観測所では2日雨量が318mmと、過去に浸水被害のあった平成10年10月洪水(台風第10号)時の雨量を超過する記録的な雨量を観測しました。
- 「**防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策**」および「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」等により、河道掘削や固定堰改築等を実施してきたことで鳥取市用瀬町(もちがせちょう)美成(みなり)地先(23k200付近)において**約0.8mの水位低減効果を発揮**しました。
- 殿ダムへの流入量は、平成24年管理開始以降最大の毎秒約250m³を観測し、毎秒約240m³の洪水調節によりダム下流の中郷橋付近では**約0.8mの水位低減効果を発揮し、氾濫危険水位(いつ氾濫が発生してもおかしくない危険な状況を示す水位)を回避**することができました。



○河川改修による治水効果

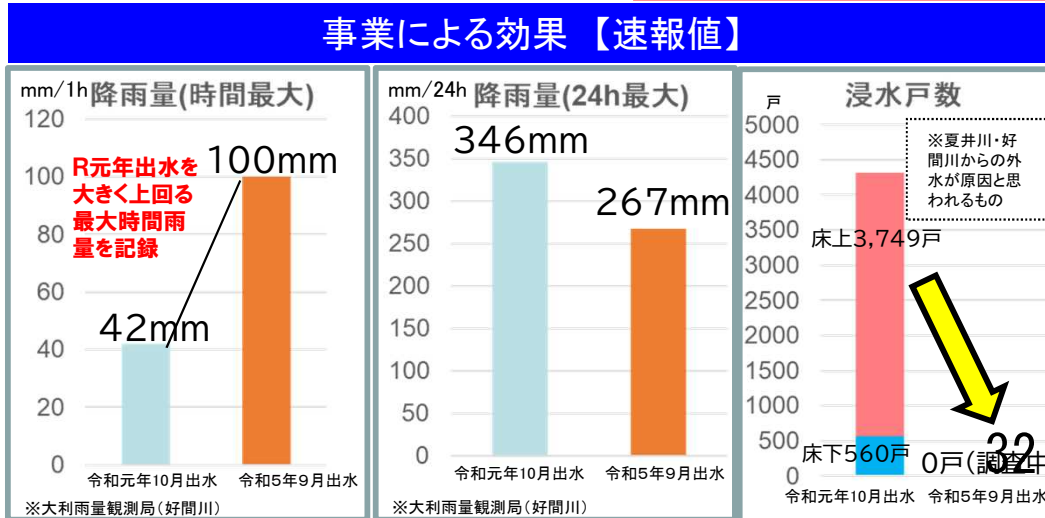
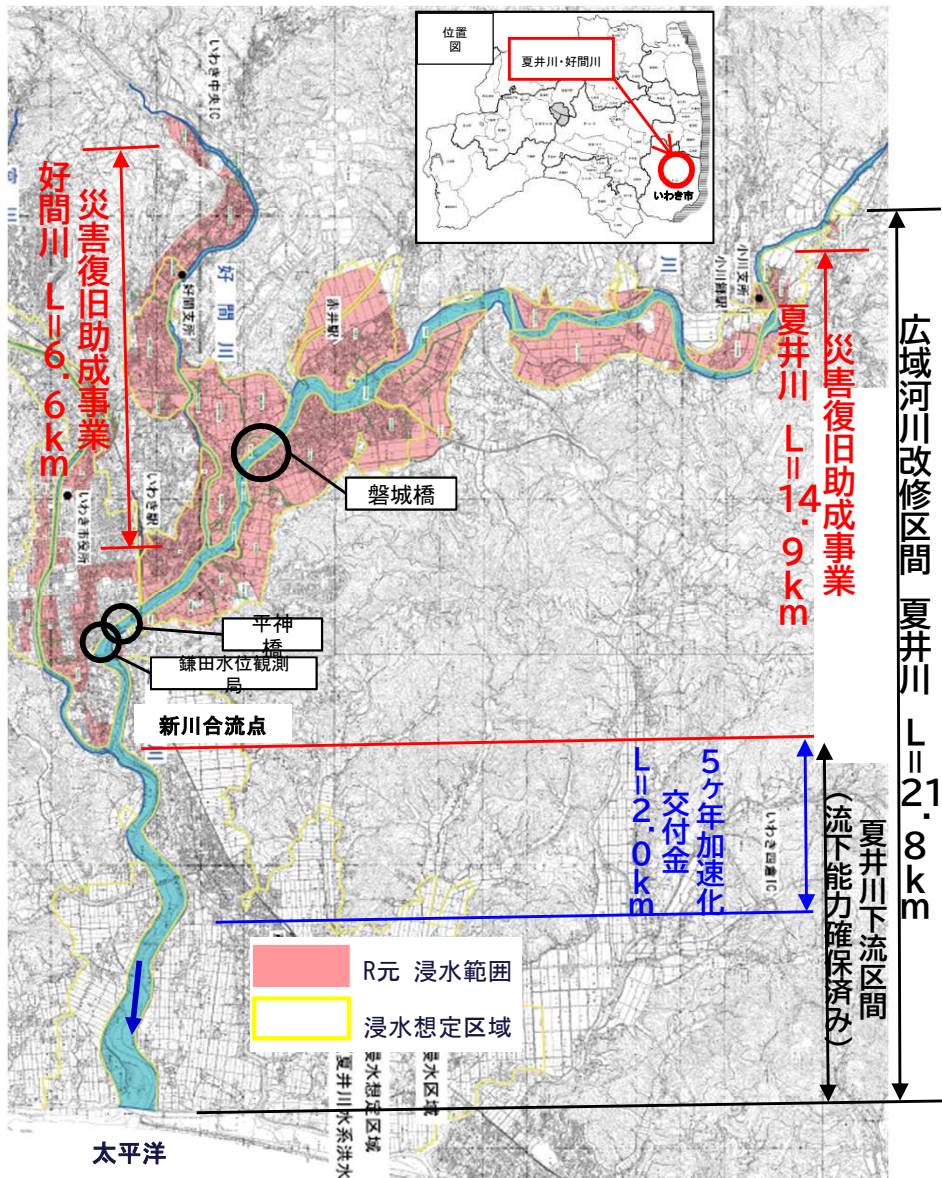


○殿ダムの洪水調節効果



防災・減災、国土強靱化に資する治水対策の効果事例(福島県 夏井川水系 夏井川・好間川)

- 夏井川・好間川(福島県)では、令和元年東日本台風により、外水氾濫で床上3,749戸、床下560戸の家屋浸水被害が発生。
- これを受け、河川整備計画区間のうち未改修区間L=21.5kmについて、**災害復旧助成事業(R元～)**を実施し、**流下能力の確保のため掘削工を進めている。**
- なお、夏井川の下流区間(新川合流点より下流)についても**5ヶ年加速化予算**を活用し、さらなる安全確保のため**護岸工等**を実施している。
- 今次出水(9月8日～9日)では、**災害復旧助成事業区間**において、一定の河道掘削が完了していたことから、**外水氾濫を回避することができた。**



※上図浸水範囲は“いわき市台風第19号における災害対応検証委員会”報告書による

4. 国土強靱化について

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正 (口=改正部分)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

◆閣議決定

○記載事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

調和

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

○政府において、以下の内容とする中期計画を定める。

- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

その他

改正部分

○国土強靱化推進会議の設置

○(附則) 施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」 の改正 附則

(検討)

2 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 国土強靱化施策の実施状況の評価には、国土強靱化施策の評価に関する動きを踏まえ、「インプット(予算執行状況)」、「アウトプット(実施・目標達成状況(KPI))」、「アウトカム(効果の見込み)」、「実績(効果発現状況)」の4つの視点が考えられる。

○ その上で、次の内容を検討していくことが考えられるのではないか。

- ・ 4つの視点の在り方
- ・ 4つの視点の相互関係性
- ・ 4つの視点による総合的な評価

<総合的な評価の視点>

| インプット | アウトプット | アウトカム | 実績 |
|--------|--------------------|--------|--------|
| 予算執行状況 | 実施・目標達成状況 (KPI) | 効果の見込み | 効果発現状況 |

「国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方」のとりまとめ

6. 特定都市河川について

特定都市河川の指定等について

1. 特定都市河川の指定状況

- ・指定数:18水系253河川(※R3改正前:8水系64河川)
- ・流域水害対策計画の策定/貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定制度

2. 支援制度

<雨水貯留浸透施設の整備>

- ・個別補助事業・交付金事業による支援
- ・固定資産税の特例措置(R6継続要望中)

<貯留機能保全区域の指定制度>

- ・固定資産税・都市計画税の特例措置(R7継続要望予定)

3. 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備(財務省)

(参考)

- ・特定都市河川等における整備効果例(巴川等)
- ・特定都市河川ポータルサイトの開設

1. 特定都市河川の指定状況

特定都市河川の指定等の状況(令和5年10月1日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

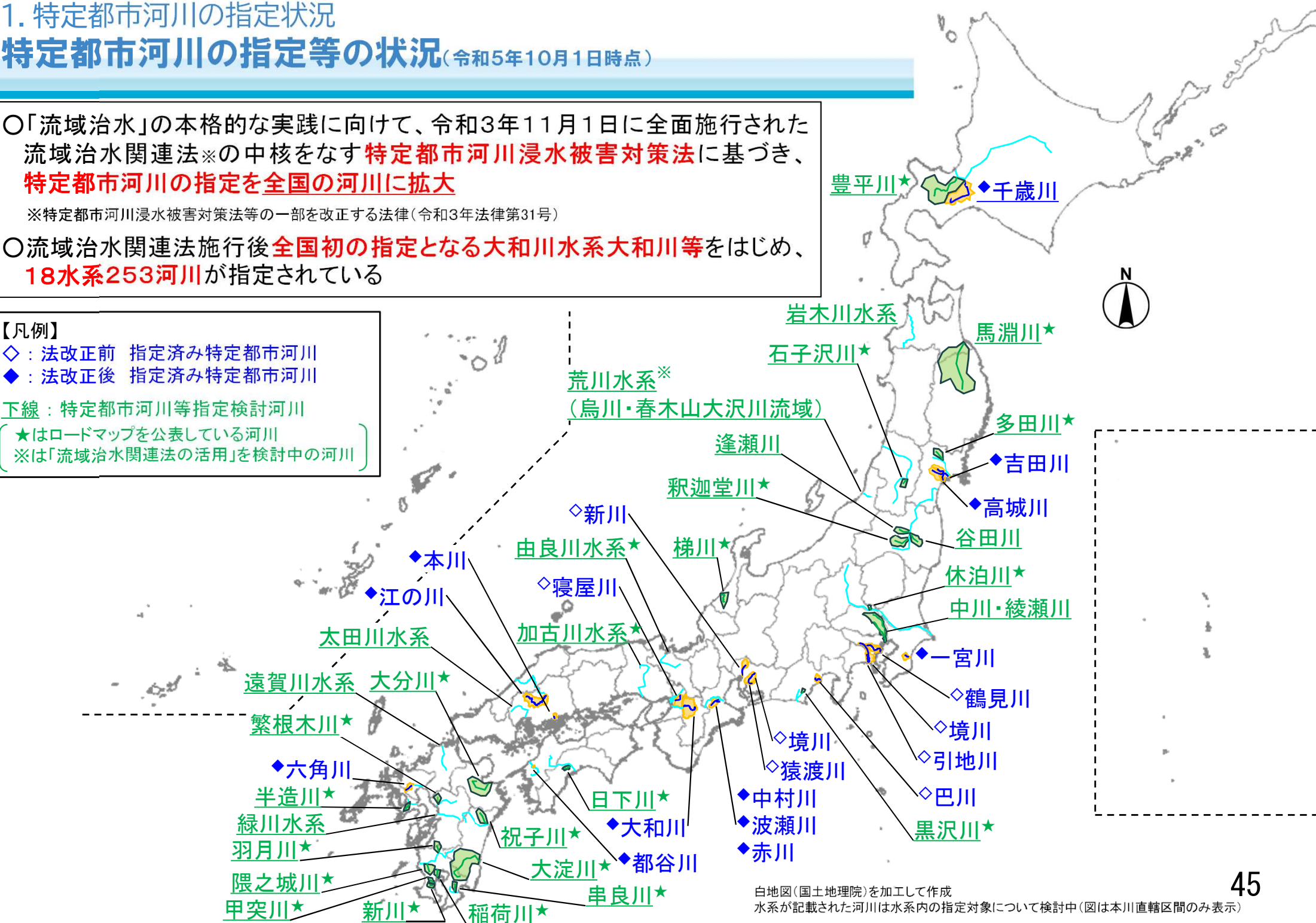
○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**18水系253河川**が指定されている

【凡例】

◇：法改正前 指定済み特定都市河川
◆：法改正後 指定済み特定都市河川

下線：特定都市河川等指定検討河川

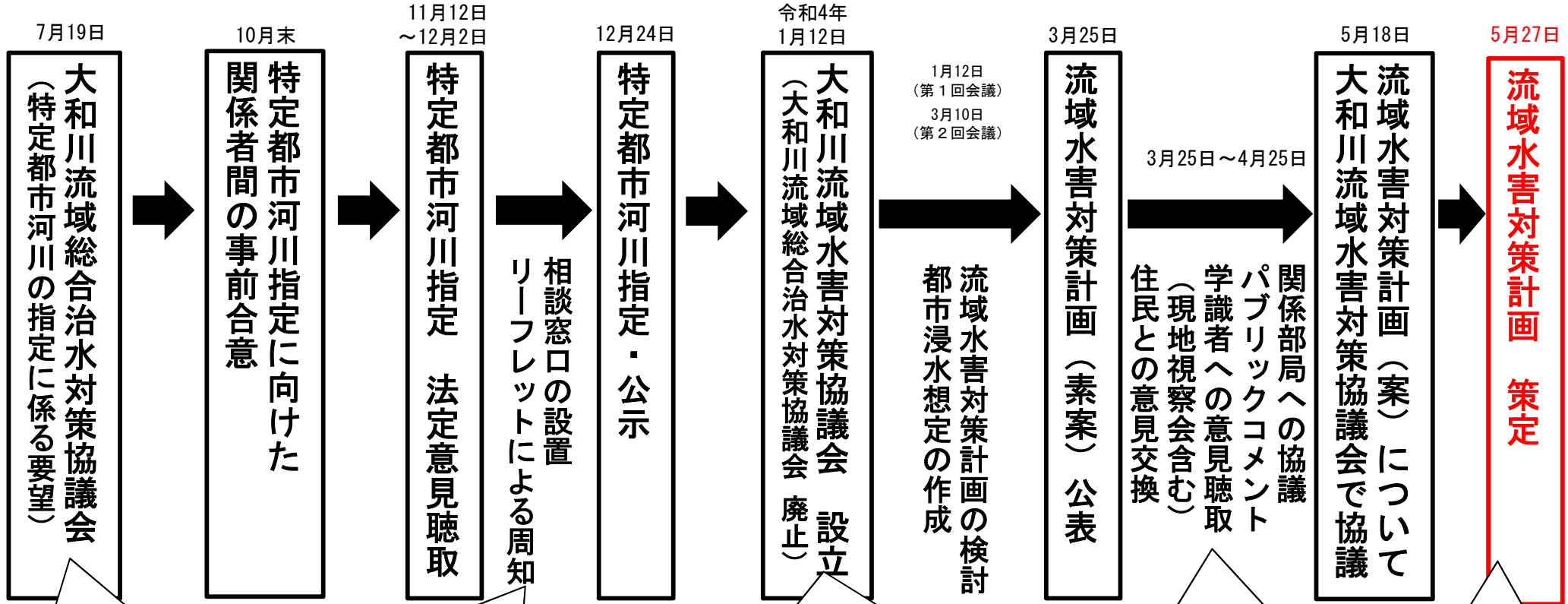
★はロードマップを公表している河川
※は「流域治水関連法の活用」を検討中の河川



白地図(国土地理院)を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中(図は本川直轄区間のみ表示)

1. 特定都市河川の指定状況

大和川流域における特定都市河川に係る取組状況



■大和川流域総合治水対策協議会



奈良県知事

・大和川が特定都市河川に一日でも早く、できれば**法改正後に全国トップで指定を受けられるように頑張りたい**

・財政的に厳しいため、なかなか整備が行き届かない面もあったが、**補助金のかさ上げによって更に前向きに事業に取り組むことができる**

・特定都市河川の指定を目指してしっかりと要望をしていきたい



田原本町長 三郷町長 大和郡山市長
広陵町長 葛城市長 王寺町長

■住民周知用リーフレット



■相談窓口の開設

(大和川河川事務所王寺出張所内)



■大和川流域水害対策協議会の設立



【構成員】

奈良県(知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長)
流域内25市町村の長、下水道管理者
近畿地方整備局(局長、建設部長、河川部長)
近畿農政局(農村振興部長)、奈良森林管理事務所長
近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会理事長

【協議事項】

・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

■大和川流域水害対策計画(素案)に対してパブリックコメント・住民意見交換会・学識経験者を有する者への意見聴取を実施

【住民意見交換会】



平城・生駒いかるが圏域
布留飛鳥圏域

【現地視察会】



保田遊水地
水田貯留

■大和川流域水害対策計画策定

大和川流域水害対策計画

令和4年6月

国土交通省近畿地方整備局
奈良県 奈良市 大和郡 葛城郡 三郷町 三郷町 三郷町 三郷町
大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡
大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡
大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡 大和郡

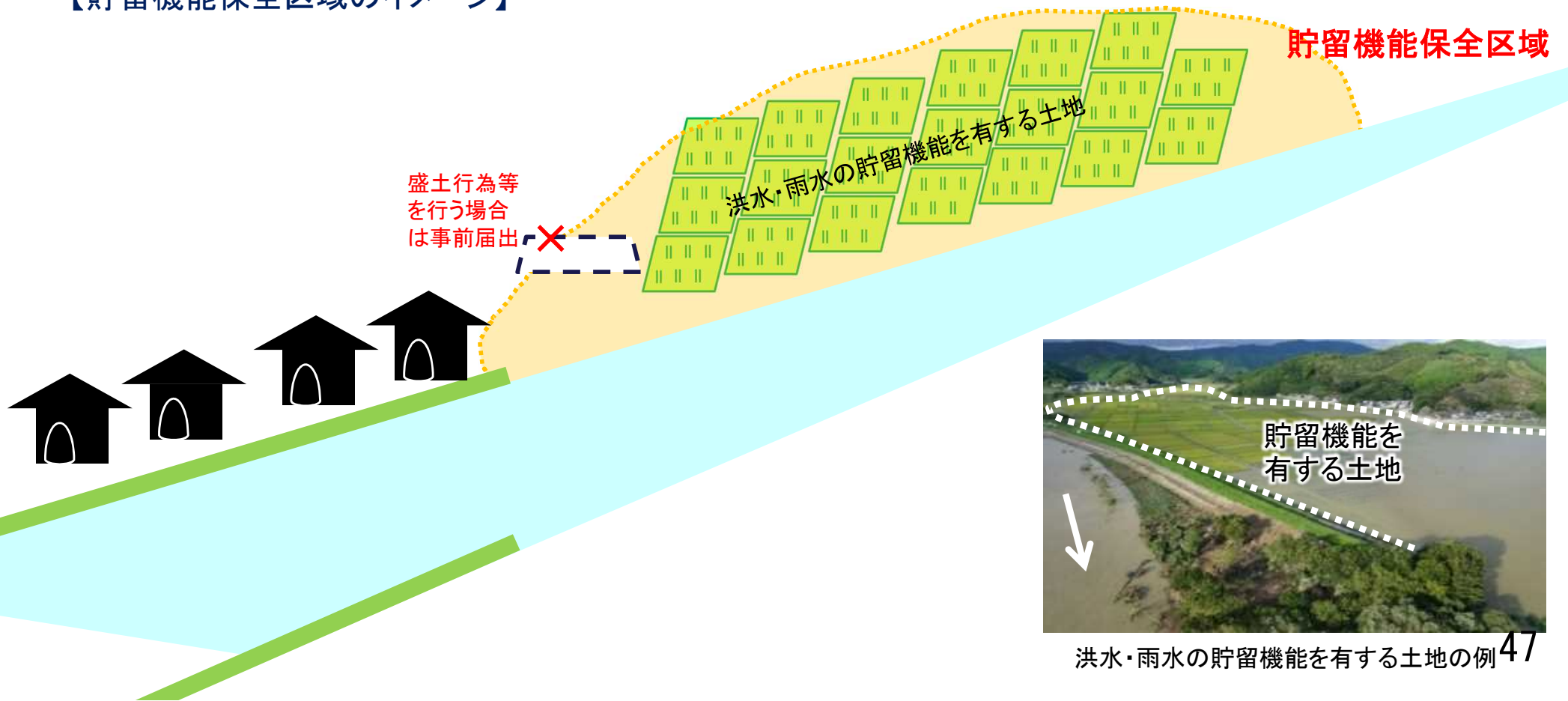
(田原本町で実施中の流域対策)

1. 特定都市河川の指定状況

貯留機能保全区域制度

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

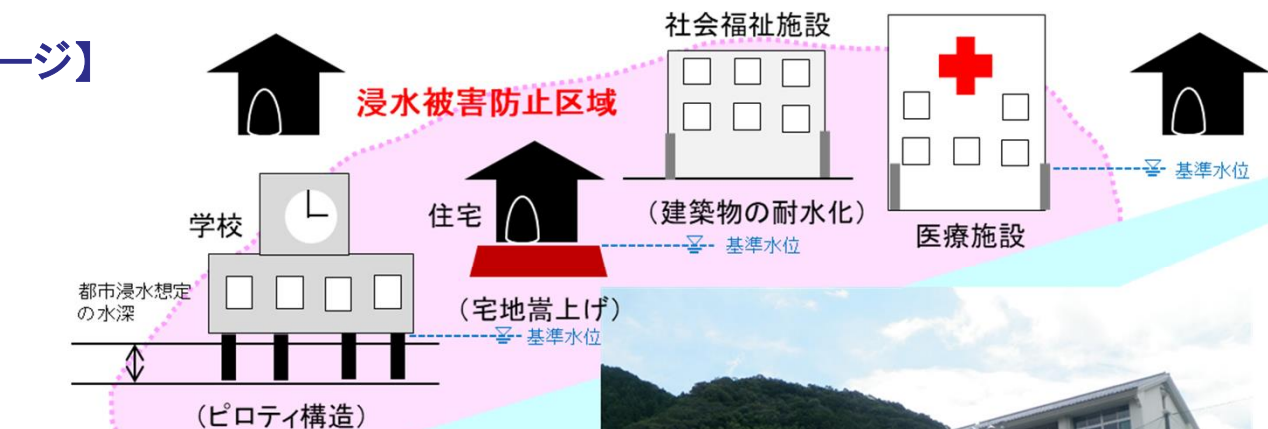
【貯留機能保全区域のイメージ】



1. 特定都市河川の指定状況 浸水被害防止区域制度

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水等が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事**が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、都道府県知事は河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより規制の必要がなくなったと認めるときは、浸水被害防止区域の指定を解除するものとする。

【浸水被害防止区域のイメージ】



※ 基準水位は、都市浸水想定の水深等を考慮して定める



ピロティ構造の事例

2. 支援制度

雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

- 地方公共団体のみならず、民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- 特に、特定都市河川流域等における官民による雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

① 平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



< 交付金による支援 > (R3.4~)

予算: 国の補助率: 1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

< 特定都市河川流域及び浸水被害対策区域※1での支援 > (R3.11~)

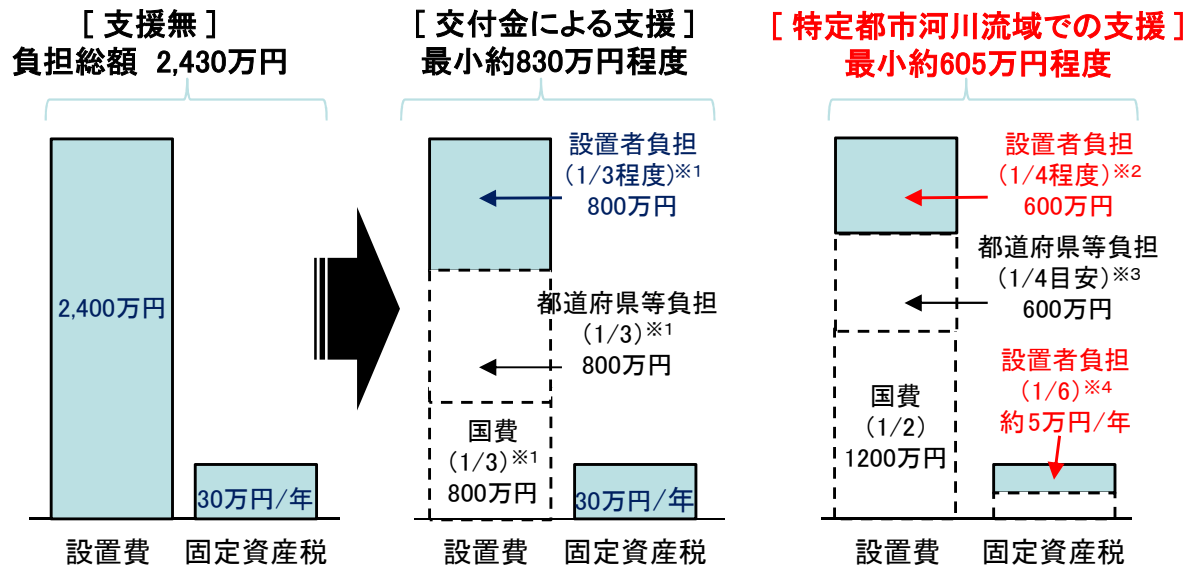
※1 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

予算: 国の補助率: 1/2

税制: 固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※2に軽減(3年)

※2 1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲

【貯留量800m³の調整池を整備した場合のイメージ(特定都市河川流域の場合)】



注) 試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています

※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります

(一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)

※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講ずることとしています

※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準: 1/3)としています

2. 支援制度

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設（固定資産税）

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。（令和3年度より）

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

特例措置の内容

内 容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度※に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

※改正後の特定都市河川浸水被害対策法第11条に基づく認定制度

期 間

3年間（～令和6年3月31日）の特例措置を創設する。

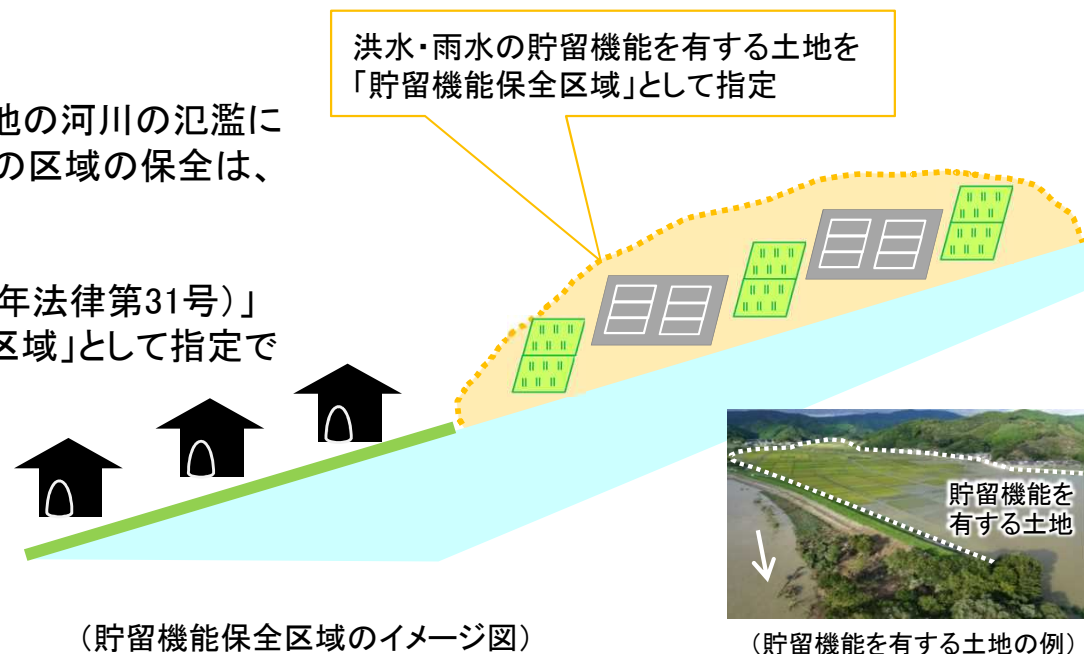
2. 支援制度

貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」（通称「流域治水関連法」）において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



（貯留機能保全区域のイメージ図）

（貯留機能を有する土地の例）

特例措置の内容

内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：3/4）

期間

上記について、3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）特例措置を創設する。

3. 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備(財務省)

流域治水対策(河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、 水田の貯留機能向上、**国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速**)

概要: 河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水対策」を関係省庁が連携して推進する。
 (河川・ダム) 河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等
 (下水道) 下水道による都市浸水対策、下水処理場・雨水ポンプ場の耐水化 (砂防) 土砂災害対策 (海岸) 津波・高潮対策
 (農業水利施設) 既存農業水利施設の補修・更新、農業水利施設の整備
 (水田) 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進
(国有地) 未活用の国有地を活用し遊水地・貯留施設の整備

府省庁名: 国土交通省、農林水産省、財務省

本対策による達成目標(抜粋)

◆中長期の目標

(河川・ダム)

- ・1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
 現状: 約65%(令和元年度) ⇒ 中長期の目標: 100%
 ※本対策による達成年次の前倒し: 令和32年度頃 ⇒ 令和27年度頃

- ・2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
 現状: 約62%(令和元年度) ⇒ 中長期の目標: 100%
 ※本対策による達成年次の前倒し: 令和32年度頃 ⇒ 令和27年度頃

(農業水利施設)

- ・排水機場等の整備により新たに湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の達成率
 ⇒ 中長期の目標: 100%(約21万ha)(令和7年度)
 ※本対策による達成年次の前倒し: 令和9年度 ⇒ 令和7年度

(国有地)

- ・新たに未活用の国有地を活用し、全国50ヶ所を目標に、遊水地・貯留施設の整備に取り組む。

◆5年後(令和7年度)の状況

- (河川・ダム) 達成目標: 約73%(1級河川)、約71%(2級河川)
- (農業水利施設) 達成目標: 100%(約21万ha)
- (国有地) 達成目標: 100%(令和7年度までのできるだけ早い時期を目指す)**

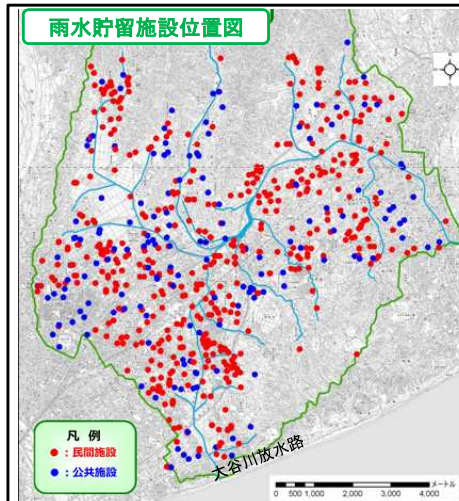
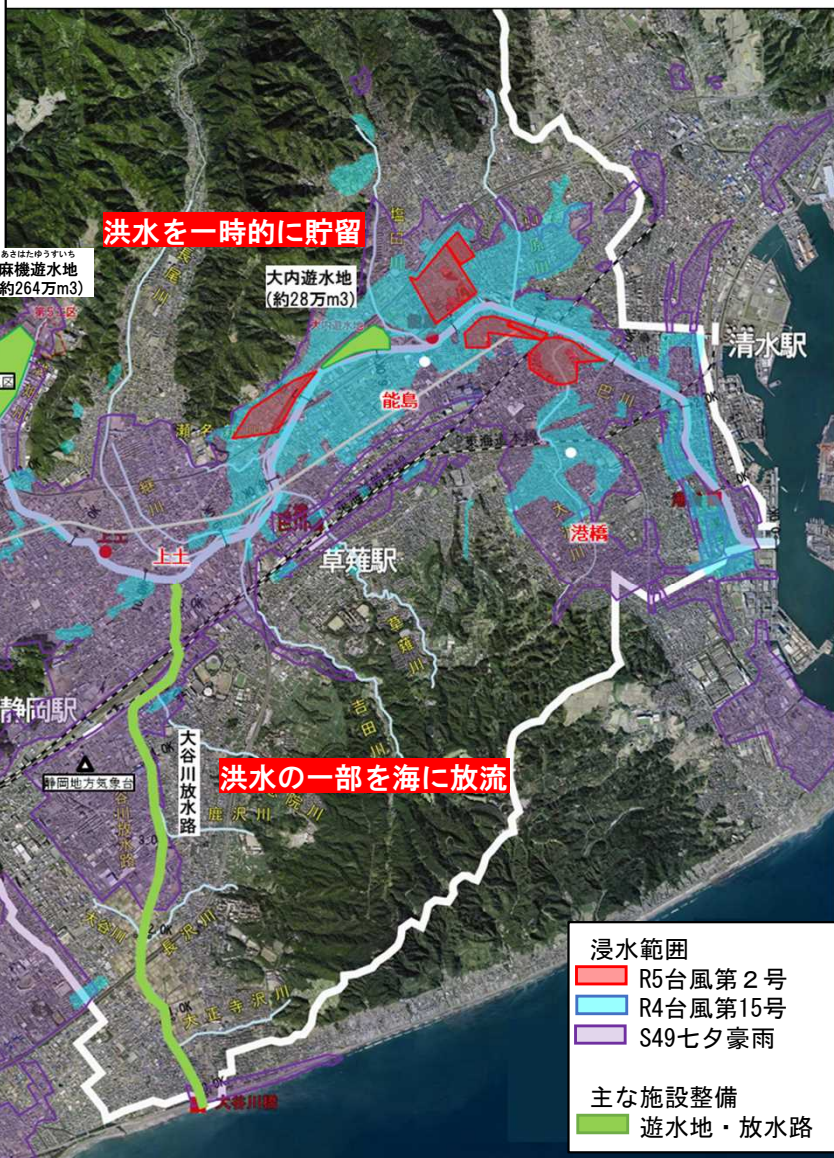


関係省庁が連携した流域治水対策

◆実施主体 国、水資源機構、都道府県、市町村、土地改良区等

巴川水系巴川における総合治水対策特定河川事業における整備効果について(静岡県)

- 令和5年6月2日からの大雨により、静岡市では静岡地方気象台観測所で時間最大雨量41.5mm/h、24h雨量359mmを観測。
- 巴川では、昭和49年七夕豪雨を契機として、昭和54年度から総合治水対策特定河川事業に着手し、放水路や遊水地等に加え、雨水貯留施設等を整備。
- これまでの河川整備により、浸水家屋数の減少に寄与。



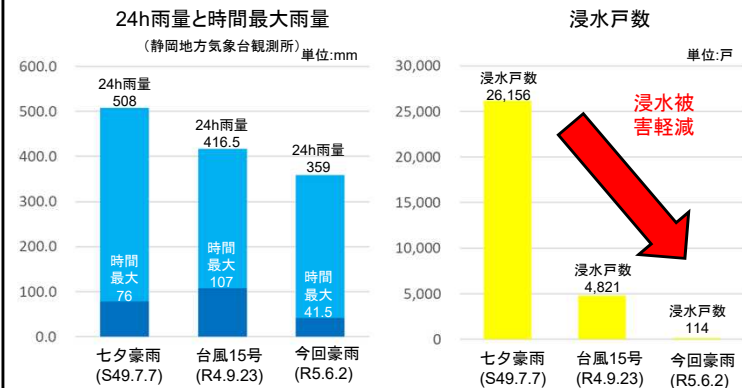
【巴川流域内の流域対策(雨水貯留施設)】

○これまでに、巴川流域内では官民が連携し、約60万m3分の雨水貯留施設が設置されている。



ため池雨水貯留施設
(葵区胸形神社)

【巴川 総合治水対策特定河川事業による整備効果】



- 浸水範囲**
- R5台風第2号
 - R4台風第15号
 - S49七夕豪雨
- 主な施設整備**
- 遊水地・放水路

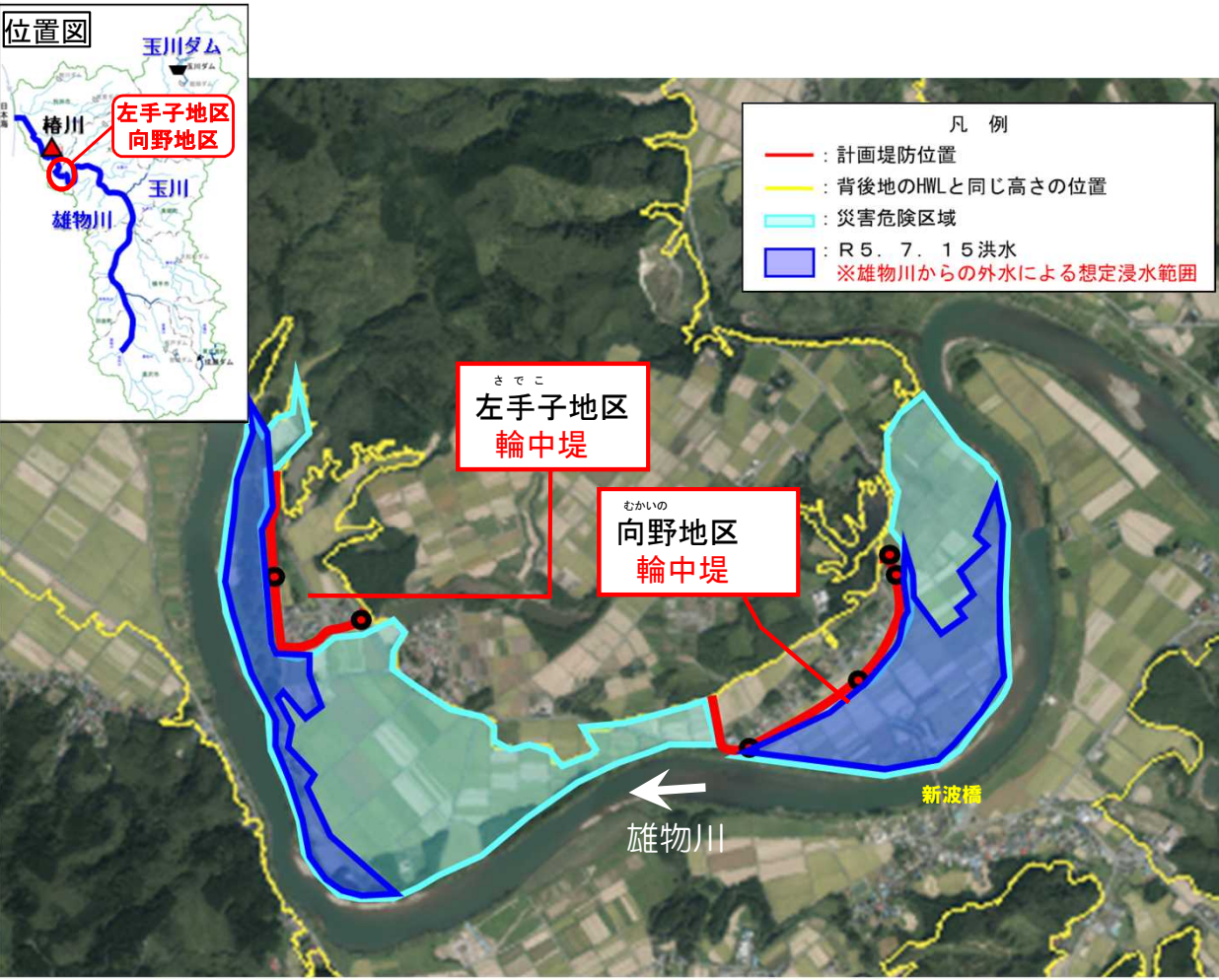
- 主な河川整備の経過
- S49 昭和49年台風第8号と梅雨前線(七夕豪雨)
 - S54~ 総合治水対策特定河川事業着手
 - H11 大谷川放水路供用、麻機遊水地の第4工区供用
 - H16 麻機遊水地の第3工区供用
 - H20 大内遊水地供用
 - H21 特定都市河川に指定、麻機遊水地の第1工区供用
 - R3 麻機遊水地の第2工区の暫定供用
 - R4 令和4年台風第15号
 - R5 令和5年台風第2号による豪雨

| R5.6.2洪水 | 浸水戸数(戸) | | |
|----------|---------|-----|-----|
| | 床上 | 床下 | 計 |
| | 3 | 111 | 114 |

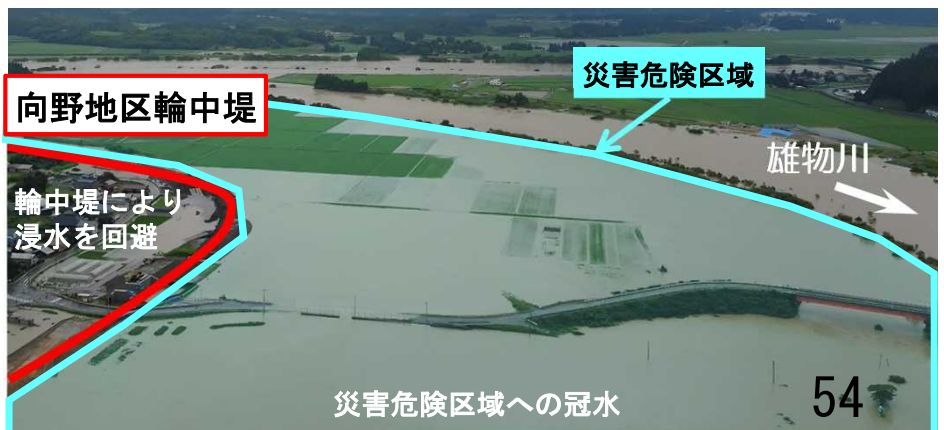
※R5台風第2号の浸水範囲はR5.6.5時点のものであり、詳細な範囲は今後の調査により確認する。

おものがわ おものがわ
【秋田県・雄物川水系雄物川】 土地利用規制と組み合わせた治水対策と効果

- 令和5年7月15日からの梅雨前線により、秋田県を中心に記録的な大雨となり、多くの雨量観測所で24時間観測史上1位を記録
- 雄物川中下流部では、平成29年7月・8月の豪雨を契機とした河川激甚災害対策特別緊急事業等により、堤防整備や河道掘削に加え、遊水機能を確保しつつ家屋浸水被害を軽減させるため、土地利用規制（災害危険区域）を組み合わせた 輪中堤の整備を実施
- 今次洪水では、秋田市左手子地区や向野地区等において、災害危険区域は冠水したものの、輪中堤の整備により家屋浸水被害を回避



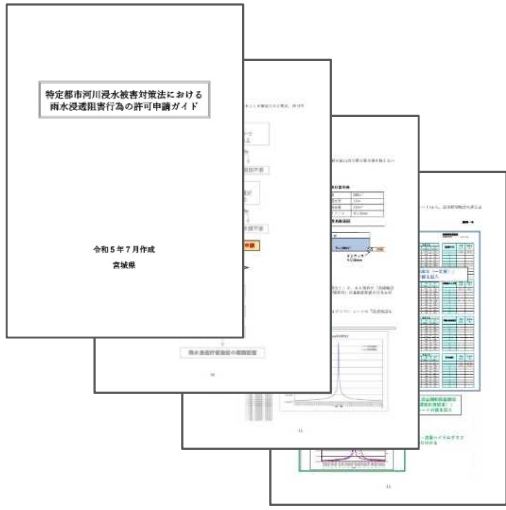
※本資料は速報値のため、今後の精査等により変更となる場合があります。



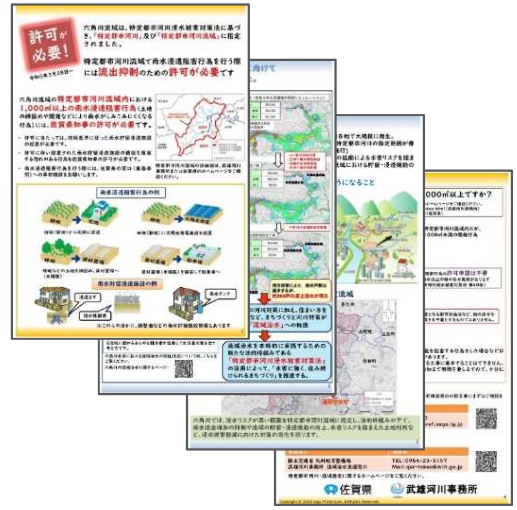
特定都市河川ポータルサイトの開設

- ▶ 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用を促進するため、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載した『特定都市河川ポータルサイト』を開設します（令和5年10月末予定）。
- ▶ ポータルサイトでは、様々な自治体による雨水浸透阻害行為の技術指針や、各地方整備局等が設置した特定都市河川制度活用に関する相談窓口等の情報を紹介しています。

✓ 雨水浸透阻害行為の許可



審査・申請に関する技術指針等資料

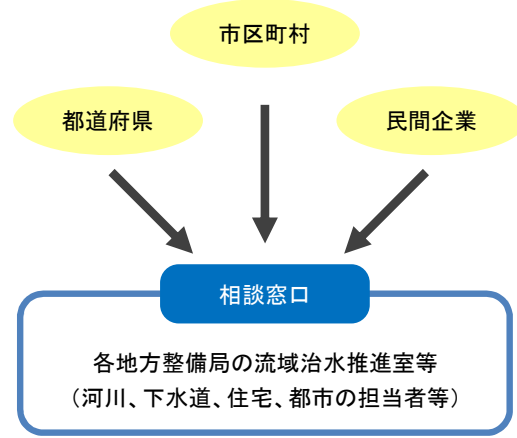


リーフレット、パンフレット等

✓ 地域の相談窓口

【地域の相談窓口 連絡先】

| 地方整備局等 | 連絡先 |
|--------------------|---|
| 北海道開発局 流域治水推進室 | 011-709-2311(代表) hkd-ky-ryuukichisui@gxb.mlit.go.jp |
| 東北地方整備局 流域治水推進室 | 022-225-2171(代表)(内線3613) thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp |
| 関東地方整備局 流域治水推進室 | 048-601-3151(代表) ktr-tokutei_toshikasen@nyb.mlit.go.jp |
| 北陸地方整備局 流域治水推進室 | 025-370-6770(直通) hrr-ryuikichisui-po@gxb.mlit.go.jp |
| 中部地方整備局 流域治水推進室 | 052-953-8257(直通) cbr-s852370@mlit.go.jp |
| 近畿地方整備局 流域治水推進室 | 06-6945-6355(直通) kkr-ryuikichisui-byail@gxb.mlit.go.jp |
| 中国地方整備局 流域治水推進室 | 082-221-9231(代表)(内線3631) chugoku-ryuikichisui@cgr.mlit.go.jp |
| 四国地方整備局 流域治水推進室 | 087-811-8317(直通) skr-kawakei@mlit.go.jp |
| 九州地方整備局 流域治水推進室 | 092-476-3523(直通) qsr-tokuteitosikasen@ki.mlit.go.jp |
| 沖縄総合事務局 河川課 | 098-866-1911 |



※■を@に置き換えてください。

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務の参考となるよう、先行自治体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等を掲載します。

各地方整備局等に特定都市河川制度活用に関する相談窓口を設置し、地方公共団体等に応じた制度活用等を支援します。

鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

規 約

(設置)

第1条 「鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、鴨川・片貝川及び黒瀬川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和3年8月4日から施行する。

改 正 令和5年3月15日

別表 1

| 構 成 員 | 備 考 |
|-------------------------|--------|
| 魚津市 産業建設部 建設課長 | |
| 黒部市 都市建設部 道路河川課長 | |
| 富山県新川農林振興センター 管理検査課長 | |
| 富山県新川土木センター 次長 | |
| 富山県新川土木センター入善土木事務所 所長代理 | |
| 富山県 農林水産部 農村整備課 主幹 | |
| 富山県 農林水産部 森林政策課 主幹 | |
| 富山県 土木部 砂防課 主幹 | |
| 富山県 土木部 港湾課 主幹 | |
| 富山県 土木部 都市計画課 主幹 | |
| 富山県 土木部 建築住宅課 主幹 | |
| 富山県 土木部 河川課 主幹 | 事務局 |
| 富山森林管理署 署長 | |
| 森林整備センター富山水源林整備事務所 所長 | |
| NPO法人富山県防災士会 | オブザーバー |
| 富山地方気象台 防災管理官 | オブザーバー |
| 魚津市自治振興会連合会 会長 | オブザーバー |
| 黒部市自治振興会連絡協議会 会長 | オブザーバー |